

ハイエースエアコン修理業務 仕様書

第1章

第1節 適 用

本仕様書は、ハイエースエアコン修理業務(以下「業務」という。)に適用する。

第2節 業務概要

本業務は、機構所有の車両1台(ハイエース)のエアコン原因調査を行うものである。なお原因が判明し修理等の必要が生じた場合は、設計変更の対象とする。

また原因調査等で発生した廃材等については、受注者において適切に処分するものとする。

2-1 契約期間

契約締結の翌日から令和8年9月30日までとする。

2-2 施行場所

群馬県前橋市古市町386番地 独立行政法人水資源機構利根川上流総合管理所
群馬用水管理所および受注者指定場所

第3節 業務内容等

3-1 業務内容

1) 車両1台(トヨタ ハイエース) のエアコン原因調査

① トヨタ ハイエース(前橋 300 そ 4292)

2) 廃材処分

3-2 車両の引き取り及び引き渡し

受注者は、2-2に示す施行場所で原因調査を実施するものとする。なお、受注者指定場所で原因調査する場合は、原則、受注者が自ら当該車両の引き取り及び引き渡しを行うものとする。

3-3 代金の請求

原因調査等代金の請求については、全ての業務の履行確認後行うものとする。

第2章 そ の 他

第1節 疑義等

- 1 本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議のうえ決定する。
- 2 修理後1年以内に重大な瑕疵が見つかった場合は、受注者の責任において整備しなければならない。
- 3 調査の実施において、当該車両等を損傷した場合は受注者の責において補修しなければならない。